

政策体系	政策No.	3	政策名	やさしさ(誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり)	施策幹事課	保健福祉政策課			
	施策No.	5	施策名	社会保障制度の円滑な運営	施策幹事課長名	川畑 信司			
施策関係課名		生活福祉課、長寿・障害福祉課、子ども・くらし相談センター、保険年金課							
1 基本計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針									
生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができる体制を構築します。また、医療保険制度や介護保険制度については、給付の適正化に取り組み、関係機関と連携して、制度の安定的な運営に努めます。									
2 施策の成果把握									
①成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)					目標達成の方向性		
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度	2022年度
A	国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費	円	成り行き値	477,000	496,000	516,000	537,000	558,000	増加の抑制を指します
			目標値	459,000	468,000	478,000	487,000	497,000	
			実績値	467,589	478,316	466,542	484,449		
			達成率	98%	98%	102%	101%		
			結果	△	△	◎	◎		
B	人口(推計人口)1,000人当たりの生活保護受給者数	人	成り行き値	14.8	15.2	15.5	15.8	16.1	増加の抑制を指します
			目標値	14.7	15.0	15.3	15.5	15.7	
			実績値	14.7	15.3	15.7	16.1		
			達成率	100%	98%	97%	96%		
			結果	◎	△	△	△		
C	介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額(本市平均-全国平均)	円	成り行き値	2,600	2,900	3,200	3,500	3,800	更なる減少を指します
			目標値	2,100	1,900	1,700	1,500	1,300	
			実績値	2,302	2,263	1,889	886		
			達成率	90%	81%	89%	141%		
			結果	△	△	△	◎		
D	就労等により自立した生活保護世帯数	世帯	成り行き値	50	45	45	45	45	更なる増加を指します
			目標値	50	50	50	50	50	
			実績値	26	22	25	40		
			達成率	52%	44%	50%	80%		
			結果	△	△	△	△		
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		③ 2022年度の目標値設定の考え方							
A 国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費 ※医療諸費総額/国民健康保険被保険者数		A 過去の実績から、成り行き値では、1年間の医療費の上昇率が平均で4%であった。このため、目標値は成り行き値の半分、1年間の上昇率を2%に抑えることを目指す。							
B 人口(推計人口)1,000人当たりの生活保護受給者数 ※生活保護者数/推計人口×1,000		B 人口(推計人口)1,000人当たりの生活保護受給者数は増加傾向にあるが、就労支援等により増加の抑制を目指す。							
C 介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額の全国平均との比較(本市平均-全国平均) ※介護保険事業状況報告における介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額の全国平均との比較(本市平均-全国平均)		C 介護給付適正化事業を実施することにより、年々増加する保険給付費の抑制を図ることも目的として、毎年度2,000円の減少を目指す。							
D 就労等により自立した生活保護世帯数 ※就労等により自立した生活保護世帯数の実績値		D 就労支援等により、自立を促し、自立した保護世帯数の目標値を年間50世帯とする。							
		E							
		F							

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

本市の生活保護受給者は、年々増加傾向にあることから、生活保護者の自立に向けた支援など、きめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者については、相談支援や住居確保支援等に取り組むとともに、経済的な問題のみならず、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する必要があります。

また、少子高齢化や人口減少の進行、医療の高度化など、社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、将来的な社会保障制度運営に与える影響が懸念されています。本市においても、医療保険と介護保険の給付費が増加傾向にあることから、給付費の適正化を推進していく必要があります。

さらに、国民年金制度は老後の生活安定に欠かせない社会保障制度であることから、制度に対する理解を深めてもらうための取組を行うことにより、市民の年金受給権の確保に努める必要があります。

4 施策の現状

①2021年度施策の取組方針

- 生活保護者の自立に向けた支援を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める。
- 生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する。
- 医療保険、介護保険の給付費の適正化を推進する。
- 国民年金制度に対する理解を深めてもらうための取組を行う。

②2021年度取組方針の達成状況

- 生活保護者に対し、就労支援など自立に向けた支援等を行うとともに、生活保護費については、医療扶助等の適正給付及び認定事務等の適正実施に努めた。
- コロナ禍の中、生活困窮者に対する包括的・継続的な支援を実施し、相談者の状況に沿った形での経済的・社会的な自立の促進に努めた。
- 各種団体と連携を図り、医療保険、介護保険の給付費の適正化に努めた。
- 日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行った。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行った。

5 2022年度施策の取組方針

- 生活保護者の自立に向けた支援を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める。
- 生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する。
- 医療保険、介護保険の給付費の適正化を推進する。
- 国民年金制度に対する理解を深めてもらうための取組を行う。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	生活困窮者等への支援	基本事業 主担当課	こども・くらし 相談センター
	施策No.	5				
	基本事業No.	1				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援、就労支援及び住居確保支援に取り組むとともに、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制の構築に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■コロナ禍の中、生活困窮状態にある方からの相談件数及び生活保護受給世帯数が増加傾向にある。

■ひきこもりについては、小学校頃から中高年の幅広い年齢層に渡ることで、その要因も様々であることから、支援が難しい状況にあるため、丁寧な寄り添った支援が求められる。また従来の支援に加え、アウトリーチなどの支援体制の導入などについても検討する必要があると考えられる。

3 2021年度基本事業の取組方針

■生活困窮者からの相談に対し必要な助言・支援を行うほか、最低限度の生活を維持できない場合には、適切に生活保護を実施する。

■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める場合には、本人の承諾を得て、生活困窮者自立支援を実施する。

■貧困の連鎖防止と将来に向けた自立促進を図るため、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施する。

■就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、効果的かつ効率的に実施する。

4 2021年度の取組達成状況

■生活困窮者からの相談に対し、ニーズを聴き、助言・支援を行うほか、最低限度の生活を維持できない状況である場合には、生活保護の提案を行い、生活福祉課と連携して支援を行った。(新規相談件数423件)

■コロナ禍の中では、生活を維持するための支援の部分が優先されたため、じっくりと取り組む伴走型支援及び包括的支援について、実施できないケースが多かった。

■生活保護者に対し、就労支援など自立に向けた支援等を行うとともに、生活保護費については、医療扶助等の適正給付及び認定事務等の適正実施に努めた。

■生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施した。(開催回数37回、参加延べ人数106人)

■就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、相談者の支援を行った。

5 2022年度基本事業の取組方針

■生活困窮者からの相談に対し、必要な助言・支援を行うほか、最低限度の生活を維持できない場合には、適切に生活保護を実施する。

■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める場合には、本人の承諾を得て、生活困窮者自立支援を実施する。

■貧困の連鎖防止と将来に向けた自立促進を図るため、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習支援を実施する。

■就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、効果的かつ効率的に実施する。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	医療保険制度と国民年金制度の円滑な推進	基本事業 主担当課	保険年金課
	施策No.	5				
	基本事業No.	2				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

市民の健康に対する意識を高め、生活習慣の改善につなげるため、生活習慣病の予防等に関する事業を実施するとともに、重複・頻回受診者等に対する訪問指導等を通じ、医療費の適正化を図ります。

また、健診、保健指導の受診率の向上を図るため、医療機関等と連携して、受診勧奨を行います。

さらに、日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理や相談業務、制度周知等を実施し、市民の年金受給権の確保に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■2015(平成27)年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国民健康保険制度の安定化を図るため、財政支援が拡充された。これにより、平成27年度から低所得者対策として約1700億円、2018(平成30)年度以降は、さらに財政調整機能の強化等分約1700億円を追加して、約3400億円の財政支援の拡充が行われ、財政基盤の強化が図られた。また、2018(平成30)年度から制度安定化のため、国保運営の都道府県単位化が実施されたことから、現在、都道府県と市町村が共同で国保制度の運営を行っている。

■国民健康保険制度においては、被保険者が減少を続けているにもかかわらず、1人当りの医療費は毎年増加している。これは、被保険者に占める高齢者の割合が上昇を続けているためである。

■後期高齢者医療制度においては、2019(令和元)年度から2021(令和3)年度にかけて高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しが行われる。保険料均等割軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設(2008(平成20)年)からの暫定措置として特例的に実施されてきたが、世代の公平を図る観点など踏まえ、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせて制度本来の仕組みに戻すことになる。

また、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度の構築のため、2022(令和4)年度後半から一定の収入がある被保険者の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられる。

■国民年金制度においては、次世代育成支援の観点から、第1号被保険者の産前産後期間(出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4カ月間)の保険料の免除が2019(平成31)年4月に施行された。産前産後期間として認められた期間は、国民年金保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映される。また、2019(令和元)年10月からは、公的年金等の収入金額とその他の所得金額との合計額が一定基準以下の方の生活支援を図ることを目的とした、年金生活者支援給付金が施行された。

3 2021年度基本事業の取組方針

■「市民の健康意識の向上」「医療費の適正化」を図るため、重複多受診者、重複服薬者等に対する健康相談を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及に努める。

■生活習慣病を予防するため、特定健診の受診率向上に繋がる取組を実施する。

■保険制度を適正に運用するため、関係部局、関係機関との連携を図る。

■糖尿病の重症化予防に取り組む。

■鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、高齢者の医療保険を将来にわたり安心できる制度であるように努める。

■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行う。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行う。

4 2021年度の取組達成状況

■重複多受診者等99人(重複67人、頻回21人、重複服薬者6人、柔道整復5人)に訪問を行い、健康相談等を行った。また、ジェネリック医薬品普及のため差額通知を3回送付した。普及率88.09%(2022年3月時点。国目標値80%)を達成)

■広報誌に特定健診の特集を掲載するとともに、9月中旬時点の未受診者に対して受診勧奨ハガキを発送した。

■被保険者代表、保険医等代表及び被用者保険代表が委員となっている霧島市国保運営協議会を開催し、事務処理、保険給付、保険料徴収などの重要事項について、市担当課を交えた意見交換を年3回行った。

■糖尿病の重症化予防は、受診勧奨対象者308人のうち訪問によるもの7人、文書によるもの256人、面談によるもの45人であった。そのうち医療機関を受診したものは212人(68.8%)であった。

■鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、保健事業を実施した。長寿健診、一日人間ドック助成では疾病の早期発見による重症化予防を、訪問指導では日常生活習慣改善への保健指導による疾病の早期回復を、集団での健康相談等でフレイル対策を行ったことにより医療費の適正化に努めた。

■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行った。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行った。(資格取得等異動届2,650件、免除申請2,650件)

5 2022年度基本事業の取組方針

■「市民の健康意識の向上」「医療費の適正化」を図るため、重複多受診者、重複服薬者等に対する健康相談を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及に努める。

■生活習慣病を予防するため、特定健診の受診率向上に繋がる取組を実施する。

■保険制度を適正に運用するため、関係部局、関係機関との連携を図る。

■糖尿病の重症化予防に取り組む。

■鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、高齢者の医療保険が将来にわたり安心できる制度となるように努める。

■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行う。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行う。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	介護保険制度の円滑な運営	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	5				
	基本事業No.	3				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護高齢者数の推移や介護サービス供給見込量等を把握し、介護保険料を適切に設定するとともに、要介護認定の適正化を進めます。

また、介護サービスの質の向上を図るために、サービス事業所に対する指定・指導体制を強化するとともに、多職種で構成する地域ケア会議の開催等を通じ、介護給付費の適正化を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■第1号被保険者数の増加に伴い、要介護(要支援)認定者数及び保険給付費も年々増加している。

■国は介護保険制度が持続するよう保険給付費の抑制を目指しており、2018(平成30)年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に各市町村が主体的に取組を推進するための新たな交付金を創設した。

3 2021年度基本事業の取組方針

■介護サービスの質の向上を図るため、霧島市が指定・指導権限をもつ事業所に対して、集団指導(年1回全事業所対象)、実地指導(原則3年に1回)を行う。

■高齢者の自立支援・重度化防止等の実現を図るために、「プラン支援地域ケア会議」「自立支援ケア会議」のほか、介護支援専門員によるケアプラン点検で専門的立場から指導・助言を受け、給付適正化の推進に取り組む。また、2020(令和2)年度から長寿・福祉グループに配置した作業療法士が、住宅改修の点検業務やケアマネージャー等へ助言を行うことで、適切な給付に向けた取組を引き続き行う。

■介護サービス従事者の離職防止や外国人材技能実習生の受け入れの検討など、介護人材の確保対策に取り組む。

4 2021年度の取組達成状況

■市が指定・指導権限をもつ地域密着型事業所に対して、集団指導(年1回、全事業所対象)、実地指導(原則3年に1回、対象事業所)を行った。集団指導については、介護保険制度改正等の周知及び情報共有を図り、実地指導については、対象事業所に対して適正なサービス提供に努めているか確認し指導を行った。

■自立支援・重度化防止等の観点から、「プラン支援地域ケア会議」「自立支援ケア会議」において多職種の視点に立ってケアプランに係る議論を行った。給付適正化においては、ケアプラン点検、住宅改修の点検業務を継続して実施した。また、介護給付費の抑制を図るため、2021(令和3)年度から3年間、通所系事業所とその利用者を対象に、介護度維持改善率向上に取り組むこととした。

■介護人材確保対策については、事業所に対し、国県の施策や補助事業等の通知、照会文書を通して啓発を図った。

5 2022年度基本事業の取組方針

■適正な事業運営(ケアマネジメントやコンプライアンスに則った業務)が行われるか確認するため、市が指定・指導権限をもつ事業所に対して、集団指導(年1回全事業所対象)、実地指導(原則3年に1回)を行う。

■介護事業所においては、災害の発生時においてもサービスを継続する必要があることから、日頃から介護事業所と連携し、災害対策を充実していく。

■感染症対策の周知啓発、感染症発生時の対応フロー策定、必要備品の備蓄の調達など、感染症の感染拡大に向けての取組を行い、事業所・医療関係との連携した体制を構築する。

■高齢者の自立支援につながる適切なケアプランになっているか、基本となる事項を介護支援専門員とともに確認しながら、専門的立場から指導・助言を受け、介護給付適正化の推進に取り組む。また、住宅改修については、職員及び作業療法士による書類審査及び一部の実地検査を行い、身体の状態に合わせた改修となっているか、ケアマネージャー等の意見も聞きながら検討し、適切な給付の取組を行う。

■介護サービス従事者の離職防止や外国人材技能実習生の受け入れの検討など、介護人材の確保対策に取り組む。

第二次霧島市総合計画(前期基本計画)総括シート

政策体系	政策No.	3	政策名	やさしさ(誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり)	施策幹事課														
	施策No.	5	施策名	社会保障制度の円滑な運営	保健福祉政策課														
計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針 (総合計画書から引用)					関係課														
生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができる体制を構築します。 また、医療保険制度や介護保険制度については、給付の適正化に取り組み、関係機関と連携して、制度の安定的な運営に努めます。					生活福祉課、長寿・障害福祉課、こども・くらし相談センター、保険年金課														
施策の方針に対する達成状況(2018～2021)					次期計画への課題														
<p>■生活困窮者に対する生活保護の適用や、保護に至らない方へのニーズに沿った支援が実施できた。また、生活保護受給者への就労支援の取組により、毎年度約50件の就労に繋がっている。</p> <p>■生活習慣病の早期発見のため、始良地区医師会と連携を図りながら、特定健診や長寿健診等の受診勧奨に取り組んだ結果、受診率は増加傾向にある。また、医療費の適正化を図るため、重複多受診者等に対する健康相談の実施やジェネリック医薬品の普及等により、一人当たりの医療費も抑制が図られている。</p> <p>■高齢者人口の増加に伴う介護保険サービスのニーズが拡大する中、適正な介護保険料を設定することにより、需給バランスのとれた安定的な制度運営を行うことができた。また、介護事業所に対して、運営指導やケアプラン・住宅改修の点検等を実施することで、サービス提供の質の向上や介護給付費の適正化に繋がった。</p>					<p>■相談に繋がらない困窮者の把握や支援方法の検討が必要である。</p> <p>■特定健診、長寿健診及び指導について、未受診者対策の強化を図るために、各種団体との一層の連携が必要である。</p> <p>■次期介護保険計画に基づき、引き続き需給バランスの均衡を保持しながら、適正な介護保険料の設定に努める必要がある。また、自立支援・重度化防止の取組や介護事業所のサービス提供の質の向上に向けた取組を実施し、介護給付費及び介護保険料の上昇抑制に努める必要がある。</p>														
成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)																	
		単位	目標達成の方向性	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	達成率 結果									
A	国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費	円	増加の抑制を目指します	目標値	459,000.0	468,000.0	478,000.0	487,000.0	497,000.0	101.0%									
				実績値	467,589.0	478,316.0	466,542.0	484,449.0	-	◎									
B	人口(推計人口)1,000人当たりの生活保護受給者数	人	増加の抑制を目指します	目標値	14.7	15.0	15.3	15.5	15.7	96.0%									
				実績値	14.7	15.3	15.7	16.1	-	△									
C	介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額との比較(本市平均ー全国平均)	円	更なる減少を目指します	目標値	2,100	1,900	1,700	1,500	1,300	141.0%									
				実績値	2,302	2,263	1,889	886	-	◎									
D	就労等により自立した生活保護世帯数	世帯	更なる増加を目指します	目標値	50	50	50	50	50	80.0%									
				実績値	26	22	25	40	-	△									
				目標値															
				実績値															
基本事業	4年間の取組内容			4年間の取組成果				次期計画への課題											
①生活困窮者等への支援	<p>■生活困窮者からの相談に対し、ニーズに沿った支援を実施したほか、最低限度の生活を維持できない場合には、適切に生活保護を実施した。</p> <p>■生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施した。(開催回数37回、参加延人数106人)</p> <p>■就労支援員2名を配置し、就労可能な生活保護受給者について、関係機関と連携を図りながら、就労支援事業を行った。また、基幹相談支援センターや若者サポートステーションと連携し、求職活動体験就労等から始めるなど対象者の状況に応じた支援を行った。</p>			<p>■コロナ禍の影響で、従来の相談者に寄り添った自立相談支援ができない状況の中でも可能な限りの支援を実施するとともに、住居確保給付金や自立支援金の給付を行った。</p> <p>■生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施することで、将来に向けた自立促進が図られた。</p> <p>■被保護者就労支援事業の取組により、毎年度、約50件が就労決定している。</p> <table border="1"> <tr> <td>就労相談件数</td> <td>就労等件数</td> </tr> <tr> <td>2018年: 873件</td> <td>53件</td> </tr> <tr> <td>2019年: 914件</td> <td>54件</td> </tr> <tr> <td>2020年: 911件</td> <td>54件</td> </tr> <tr> <td>2021年: 1,256件</td> <td>51件</td> </tr> </table>				就労相談件数	就労等件数	2018年: 873件	53件	2019年: 914件	54件	2020年: 911件	54件	2021年: 1,256件	51件	<p>■コロナ禍による社会経済情勢の変化により、新たな生活困窮者が多く発生した。経済状況が回復するまでには、多くの年数が必要であると予想されるため、新たに発生した生活困窮者に対し、従来の伴走型、包括的な支援を十分できるような仕組み・体制づくりが課題である。</p> <p>■相談に繋がらない困窮者の把握や支援方法の検討が必要である。</p> <p>■就労決定後、自立に繋がらないケースもあるため、関係機関との情報共有や連携の強化を図りながら、自立の向上を目指す必要がある。</p>	
就労相談件数	就労等件数																		
2018年: 873件	53件																		
2019年: 914件	54件																		
2020年: 911件	54件																		
2021年: 1,256件	51件																		
②医療保険制度と国民年金制度の円滑な推進	<p>■市民の健康意識の向上や医療費の適正化を図るため、重複多受診者、重複服薬者等に対する健康相談を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及のため差額通知を送付した。</p> <p>■生活習慣病の早期発見のため、始良地区医師会と連携を図りながら、特定健診や長寿健診等の受診率向上に積極的に取り組んだ。</p> <p>■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金制度の周知を行った。</p>			<p>■特定健診や長寿健診等の受診率は、始良地区医師会との連携や市広報誌への特集掲載、未受診者への受診勧奨ハガキの送付などにより、増加傾向にある。また、重複多受診者等への健康相談やジェネリック医薬品の普及などにより、一人当たりの医療費も抑制が図られている。</p> <p>■将来の無年金を避けるため、国民年金未加入者や保険料納付困難者に対し、保険料免除制度についての説明を行った。</p>				<p>■特定健診、長寿健診及び指導について、未受診者対策の強化を図るために、各種団体との一層の連携が必要である。</p> <p>■日本年金機構と連携し、各被保険者に合った国民年金制度の周知を行っていく必要がある。</p>											

基本事業	4年間の取組内容	4年間の取組成果	次期計画への課題
<p>③介護保険制度の円滑な運営</p>	<p>■介護保険事業計画に基づき、高齢者人口及び要介護認定者数の推移や介護サービス供給見込量を把握し、適正な介護保険料の設定を行った。</p> <p>■介護保険サービス提供の質の向上や介護給付費の適正化を図るため、介護事業所に対し、運営指導をはじめ、ケアプランや住宅改修の点検等を実施した。</p> <p>■介護人材確保対策については、事業所に対し、国県の施策や補助事業等の周知を行った。</p>	<p>■高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスのニーズが拡大し、介護給付費が増加する中、適正な介護保険料を設定することにより、需給バランスのとれた安定的な制度運営を行うことができた。</p> <p>■介護事業所に対して、報酬改定に伴う制度の周知や運営指導、ケアプラン点検、住宅改修の点検等を実施することにより、サービス提供の質の向上や介護給付費の適正化に繋がった。</p> <p>■介護人材確保対策については、事業所に対し、国県の施策や補助事業等の周知を行ったものの、具体的な取組には至らなかった。</p>	<p>■次期介護保険計画に基づき、介護保険料の設定については、引き続き需給バランスの均衡を保持し、適正な金額となるよう努める必要がある。また、自立支援・重度化防止の取組や介護事業所のサービス提供の質の向上に向けた取組を実施し、介護給付費及び介護保険料の上昇抑制に努める必要がある。</p> <p>■介護人材確保対策については、介護職の魅力など関係機関と連携した情報発進に努めながら、ICT活用の推進や外国人を含む新たな人材確保に向けた取組を行う必要がある。</p>